

第5章 介護保険事業計画

第5章 介護保険事業計画

第1節 介護サービス基盤づくり

1 居宅サービスの内容

サービス名	内 容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが自宅に訪問して、入浴、食事、排泄等の身体介護や調理清掃等の家事援助を行うサービスです。
訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)	移動入浴車または自宅に浴槽を持ち込んで、看護師とホームヘルパーが入浴を介助するサービスです。
訪問看護 (介護予防訪問看護)	看護師等が自宅に訪問し、療養上の世話、必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)	理学療法士等が自宅に訪問し、身体機能の維持・増進を図るためのリハビリ等を行うサービスです。
居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が自宅を訪問して、療養上の管理指導を行うサービスです。
通所介護(デイサービス)	通所介護施設に通い、入浴、食事、生活訓練、趣味等の活動を日帰りで行うサービスです。
通所リハビリテーション(デイケア) (介護予防通所リハビリテーション)	心身機能の維持、回復及び日常生活の自立支援等を目的に、老人保健施設等に通い、医師の指導に基づき必要なリハビリテーションを日帰りで受けるサービスです。
短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を受けるサービスです。
短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)	介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理の下、介護、機能訓練、その他必要な医療等を受けるサービスです。
特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)	有料老人ホームやサービス付高齢者住宅等に入居し、特定施設サービス計画に基づき、日常生活上の支援や介護・介護予防を受けられるサービスです。
福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)	日常生活の自立を支援するため、車いすや特殊寝台等、在宅介護に必要な福祉用具の貸し出しを受けられるサービスです。

サービス名	内 容
特定福祉用具購入費 (特定介護予防福祉用具購入費)	福祉用具のうち、衛生上、レンタルになじまない福祉用具（腰掛け便座や入浴補助用具等）を購入した場合、または、福祉用具貸与から購入が望ましいと判断された用具の費用の一部が支給されるサービスです。
居宅介護住宅改修費 (介護予防住宅改修費)	居宅での自立した生活や要介護状態の維持、悪化防止のための自宅の手すりの取り付け、段差の解消、スロープの設置、洋式便座への交換等の小規模な改修費用の一部を償還払いで支給されるサービスです。
居宅介護支援 (介護予防居宅介護支援)	ケアマネジャーや地域包括支援センター職員が、利用者の心身の状況・環境・希望等を受けてサービス利用計画(ケアプラン)を作成するとともに、相談支援・サービス事業所等との連絡調整を行います。

2 地域密着型サービスの内容

サービス名	内 容
認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) ※認知症高齢者グループホーム	認知症と診断を受けた要支援2及び要介護認定者が、共同生活を営む入所施設で、食事、入浴、排泄、食事等の介護や、その他日常生活の世話、機能訓練等のサービスを受けるサービスです。
地域密着型通所介護	利用定員18名以下の小規模の通所介護施設に通い、入浴や食事の提供等、日常生活上の世話や機能訓練を行います。

3 施設サービスの内容

サービス名	内 容
介護老人福祉施設	日常生活で常時介護が必要で、居宅での生活が困難な要介護高齢者に、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の支援や機能訓練、健康管理、療養上の支援を行います。
介護老人保健施設	病状が安定し入院治療が必要でなくなった高齢者が自立した生活ができるよう、リハビリテーションや介護・看護を中心とした医療のケアと日常生活の支援などを行います。
介護医療院	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

4 介護サービス基盤整備等の進め方

(1) 地域密着型介護サービスの確保策

地域密着型サービスについては、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加によるサービス見込量の増加が見込まれることから、サービス事業者と連携し、住み慣れた地域で生活を継続するために身近で適切なサービスを受けられる環境づくりに努めます。

また、既存の地域密着型サービス事業所間の連携強化を図るため、定期的に意見交換会を開催し、サービスの質の向上に取り組みます。

(2) 地域密着型以外の介護サービスの確保策

地域密着型以外の介護給付サービスについては、地域包括ケアシステムの視点の一つに「医療との連携」があり、訪問看護やリハビリテーション等の医療系サービスの充実強化が課題となっています。多様な社会資源を有効に活用しながらサービスの供給が図れるよう、サービス事業者の参入促進につながるための情報提供や人材確保の支援を行う等、事業者等との連携を図り、適切なサービス提供体制の整備を図ります。

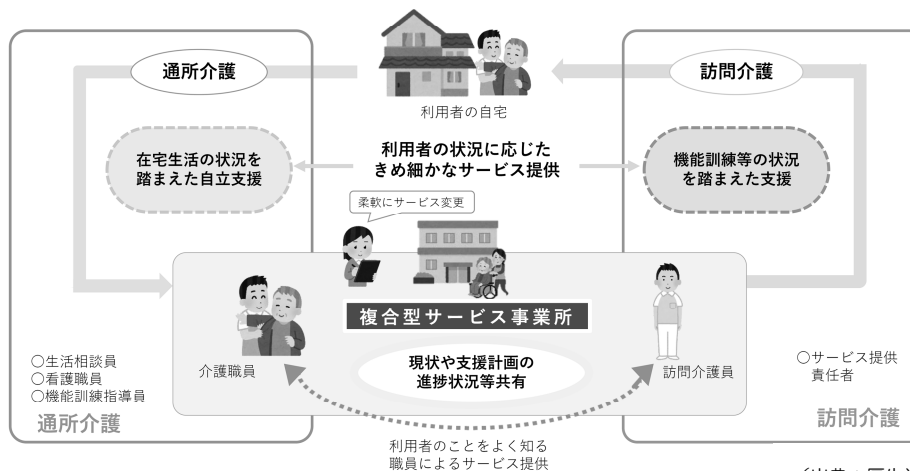
新しい複合型サービス（訪問介護と通所介護の組合せ）の議論の経過

P6の「第9期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）」において、訪問介護と通所介護を組み合わせた新しい複合型サービスの議論が進められてきました。

訪問介護と通所介護を組み合わせた一体的なサービス提供することにより、利用者の多様なニーズにきめ細やかな対応に繋がります。

第9期計画期間中の創設は見送られたものの、引き続き検討事項となります。

- 訪問介護と通所介護を組み合わせ、一体的にサービスを提供することにより、把握した利用者の状況・ニーズを随時共有し、きめ細かに訪問や通所に反映。比較的軽度の段階から機能訓練等を効果的に行い、利用者にとっても従事者にとっても安心感のある環境の中、生活機能の維持・向上を図り、利用者の自立支援・重度化防止につなげる。
- また、事業所を一体的に運営することによる効率的な運営と、通所介護と訪問介護に対応できる専門職の養成につながり、より質の高い介護サービスの提供につながる。



第2節 介護保険事業状況

1 介護保険給付サービス利用実績

利用実績から、要支援者の介護予防サービスの利用増加がみられ、比較的介護度が低い状況からサービスにつながっている傾向があります。

また、短期入所生活（療養）介護や通所介護の利用が増加傾向であり、在宅介護負担軽減を目的に在宅サービスと短期入所サービスを複合的に利用していると推察されます。

(ア) 在宅サービス

サービス種別			令和3年度	令和4年度	令和5年度
①訪問介護	介護給付	人	90	93	84
		回	1,664	1,666	1,590
②訪問入浴介護	介護給付	人	7	6	9
		回	25	19	29
	予防給付	人	0	0	0
		回	0	0	0
③訪問看護	介護給付	人	28	29	29
		回	308	286	258
	予防給付	人	7	9	15
		回	72	64	90
④訪問 リハビリテーション	介護給付	人	10	10	8
		回	121	107	95
	予防給付	人	0	1	0
		回	3	16	0
⑤居宅療養管理指導	介護給付	人	86	94	90
	予防給付	人	7	5	11
⑥通所介護	介護給付	人	182	183	199
		回	1,992	2,002	2,141
⑦通所 リハビリテーション	介護給付	人	182	176	163
		回	1,755	1,651	1,590
	予防給付	人	26	32	39
⑧短期入所生活介護	介護給付	人	57	53	62
		日	816	763	864
	予防給付	人	1	1	2
		日	2	10	26

※令和5年度は見込値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

サービス種別			令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑨短期入所療養介護	介護給付	人	27	32	31
		日	271	300	304
	予防給付	人	1	1	0
		日	3	3	0
⑩特定施設 入居者生活介護	介護給付	人	14	14	17
	予防給付	人	2	1	0
⑪福祉用具貸与	介護給付	人	296	308	310
	予防給付	人	43	53	64
⑫特定福祉用具販売	介護給付	人	4	4	5
	予防給付	人	1	0	0
⑬住宅改修	介護給付	人	3	3	3
	予防給付	人	1	1	1
⑭居宅介護支援	介護給付	人	497	496	485
	予防給付	人	68	83	102

※令和5年度は見込値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

(イ) 地域密着型サービス

サービス種別			令和3年度	令和4年度	令和5年度
①地域密着型通所介護	介護給付	人	17	17	17
		回	189	182	214
	予防給付	人	0	0	0
		回	0	0	0
②認知症対応型 共同生活介護 (町内施設定員：27名)	介護給付	人	26	26	27
	予防給付	人	0	0	0

※令和5年度は見込値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

(ウ) 施設サービス

サービス種別			令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護老人福祉施設	介護給付	人	130	127	114
②介護老人保健施設	介護給付	人	106	101	81
③介護療養型医療施設 (介護医療院)	介護給付	人	3	4	7

※令和5年度は見込値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

2 介護保険給付サービス利用見込み

第9期計画では、将来人口推計により、高齢者数及び要支援・要介護認定者数の増加が予測されています。

在宅サービスにおいては、在宅介護負担軽減や介護離職防止の観点から、通所型・短期入所サービスの利用増加、かつ、在宅医療を希望する高齢者が増えていることから医療系サービスの利用増加を見込みます。また、多様な住まい方を支援するため、特定施設サービス（有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅等）の利用増加を見込みます。

(ア) 在宅サービス

サービス種別			第8期	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①訪問介護	介護給付	人	89	95	96	97
		回	1640	1733	1746	1758
②訪問入浴介護	介護給付	人	7	7	7	7
		回	24	27	27	27
	予防給付	人	0	0	0	0
		回	0	0	0	0
③訪問看護	介護給付	人	29	37	37	38
		回	284	380	380	389
	予防給付	人	10	13	13	13
		回	75	112	112	112
④訪問 リハビリテーション	介護給付	人	9	10	10	10
		回	107	123	123	123
	予防給付	人	1	2	2	2
		回	6	39	39	39
⑤居宅療養管理指導	介護給付	人	90	105	105	105
	予防給付	人	8	10	10	10
⑥通所介護	介護給付	人	188	203	206	207
		回	2045	2155	2188	2199
⑦通所 リハビリテーション	介護給付	人	174	175	176	177
		回	1665	1701	1728	1747
	予防給付	人	32	36	37	38
⑧短期入所生活介護	介護給付	人	57	62	63	64
		日	814	907	92	933
	予防給付	人	1	2	2	2
		日	13	21	21	21

※第8期は、令和3～4年度実績値・令和5年度見込値の平均値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

サービス種別			第8期	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
⑨短期入所療養介護	介護給付	人	30	34	34	35
		日	292	319	319	321
	予防給付	人	1	1	1	1
		日	2	5	5	5
⑩特定施設 入居者生活介護	介護給付	人	15	16	17	18
	予防給付	人	1	2	2	2
⑪福祉用具貸与	介護給付	人	305	308	311	313
	予防給付	人	53	60	61	62
⑫特定福祉用具販売	介護給付	人	4	4	4	4
	予防給付	人	1	1	1	1
⑬住宅改修	介護給付	人	3	6	6	6
	予防給付	人	1	1	1	1
⑭居宅介護支援	介護給付	人	493	496	497	506
	予防給付	人	84	100	102	104

※第8期は、令和3～4年度実績値・令和5年度見込値の平均値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

(イ) 地域密着型サービス

サービス種別			第8期	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①地域密着型通所介護	介護給付	人	17	16	16	16
		回	195	173	173	173
	予防給付	人	0	0	0	0
		回	0	0	0	0
②認知症対応型 共同生活介護 (町内施設定員:36名)	介護給付	人	27	36	36	36
	予防給付	人	0	0	0	0

※第8期は、令和3～4年度実績値・令和5年度見込値の平均値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

(ウ) 施設サービス

サービス種別			第8期	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①介護老人福祉施設	介護給付	人	124	122	123	124
②介護老人保健施設	介護給付	人	96	96	97	98
③介護医療院	介護給付	人	5	3	3	4

※第8期は、令和3～4年度実績値・令和5年度見込値の平均値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

第3節 地域支援事業の実施

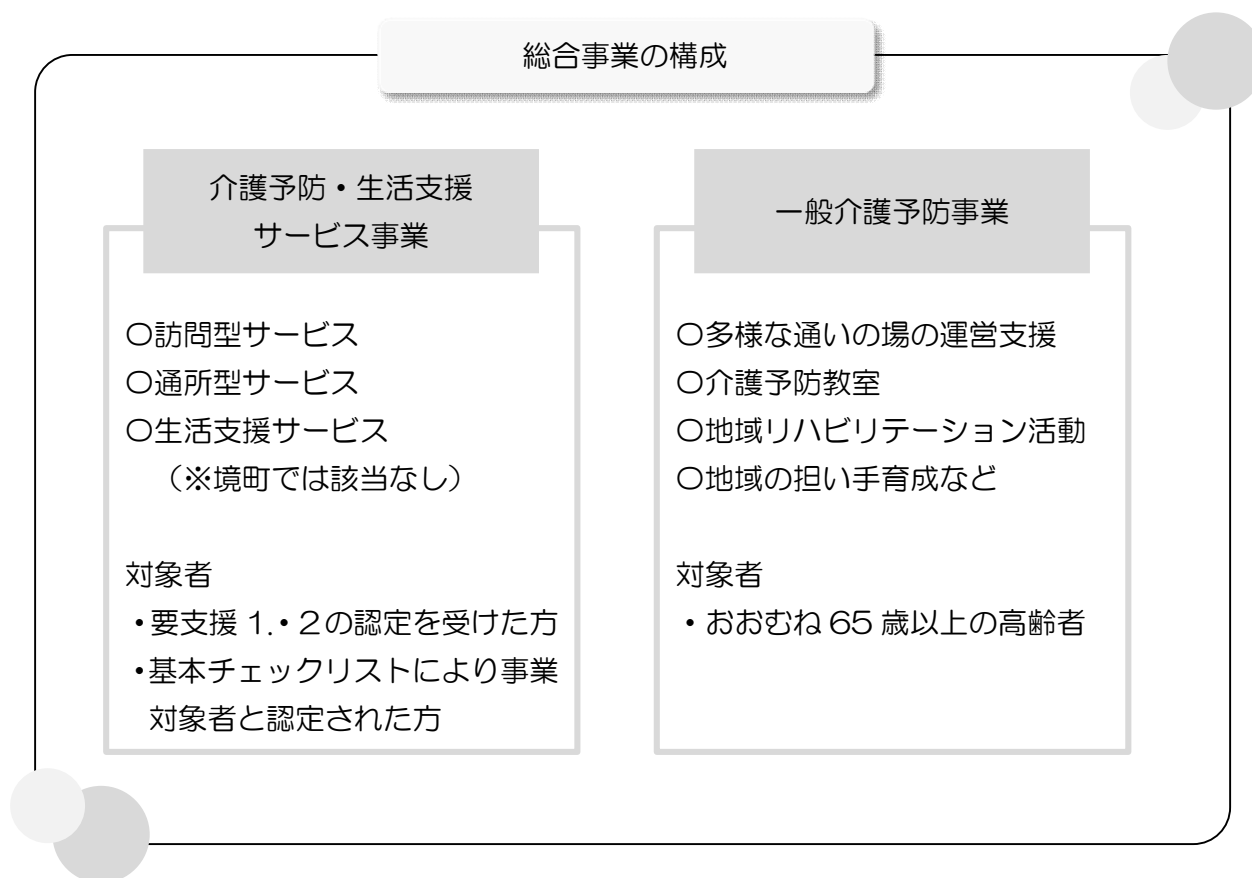
地域支援事業は、介護保険の財源により町が取り組むサービスで、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つの事業に分かれています。

介護・医療の需要が増大し続ける中、限られた人材と財源で、介護予防・重度化防止、中重度者の要介護者を支える地域の仕組みづくり、医療・介護・福祉の有機的な連携を推進するなど、令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えた「地域包括ケアシステム」「地域共生社会」の効果的・効率的な推進を目指して各事業を実施していきます。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という）」は、高齢者自らが介護予防に取り組み、その人らしく自立した暮らしを続けていけるように、地域全体で高齢者を支え、社会参加の場の充実、多様な生活支援サービスの創出、新たな担い手の確保を支援する事業です。

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されます。



(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者や基本チェックリストの利用により事業対象者と判断された人に対し、自立支援と介護予防を目的とする介護予防ケアマネジメントのもと、一人ひとりのニーズに合った多様なサービスを提供するものです。

町では、従来の訪問型・通所型サービスの他、町独自の事業として基準緩和型通所サービス、短期間集中的に行う通所リハビリテーションサービスを提供しています。

■総合事業利用者数の実績と将来推計

サービス種別		第8期	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①訪問介護相当サービス	人	41	42	44	46
②通所介護相当サービス	人	53	61	62	63
③基準緩和型通所サービス (サービスA)	人	—	3	3	3
④短期集中型通所サービス (サービスC)	人	5	6	6	6
⑤介護予防 ケアマネジメント	人	68	70	72	72

※第8期は、令和3～4年度実績値・令和5年度見込値の平均値、利用人数及び利用回数は1月あたりの利用状況。

今後充実を予定するサービス

介護予防・生活支援サービス（緩和型・住民主体型）事業

要支援者等の介護予防や生活支援を充実するため、地域で運営する民間介護事業者やボランティアやNPO法人等による活動を、新たに総合事業のサービスとして位置づけを行います。

介護保険給付では対応が難しいサービス（例：居場所づくり、見守り支援、配食等）を多様な主体によるサービスを充実させることで、高齢者の社会参加やつながりを維持し、自立支援を図ります。

(2) 一般介護予防事業

おおむね65歳以上の高齢者を対象とした、自立支援・重度化防止を図るための事業です。第9期高齢者ニーズ調査によると、65歳以上の元気高齢者において約12%の方が運動器の機能低下がみられており、かつ、閉じこもり傾向がある方が約22%いるとされています。健康寿命の延伸を目指し、誰もが気軽に参加できる通いの場の普及や、リハビリテーション専門職や介護予防に関する知識を持ったボランティア等による効率的かつ効果的なプログラムを実施していきます。

また、町では「高齢者の保険事業と介護予防事業の一体的な実施」に取り組んでおり、保健部門や衛生部門との連携の強化と医療・介護データを活用し、壮年期からの健康管理やハイリスク高齢者へのアプローチを進めてまいります。

①介護予防把握事業

要介護認定を受けていない高齢者の内で対象者を絞り、基本チェックリスト等を活用して、生活機能の低下が見られる方を把握し、介護予防教室等の参加や生活支援のサービスにつなげます。

【実績と計画値】

内 容	介護予防把握事業 (基本チェックリスト送付)					
	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
送付者数(人)	365	367	370	380	390	390

②介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット等の作成・配布、介護予防教室や認知症予防教室等の開催と、地域におけるシルバーリハビリ体操、自主運動グループ等の介護予防活動を支援します。

【実績と計画値】

内 容	介護予防普及啓発事業 (介護予防教室開催)					
	実 績			計 画 値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催場所(箇所)	10	13	15	16	17	18

③地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する知識向上のための研修会等を実施し、介護予防に資するボランティアが地域で活動できるように支援します。

【実績と計画値】（再掲）

項目	実績			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会 開催回数（回）	1	1	0	1	1	1

④一般介護予防事業評価事業

事業が適切かつ効率的に実施されたか、原則として年度ごとに、事業評価を行います。地域住民の介護予防に関する知識度、ボランティア活動への高齢者の参加数、ボランティア養成講座、介護予防に関する普及啓発事業の評価をします。

（※事業に対する評価のため、実績と見込みなし）

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職の専門的知見を活用し、介護予防教室、住民主体の通いの場等での自立支援及び介護予防の取組を総合的に強化します。

【実績と計画値】

項目	実績			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リハビリ職員 派遣回数 （回）	15	17	28	24	15	15



リハビリ専門職による健康講話



リハビリ専門職による体力測定の様子

2 包括的支援事業

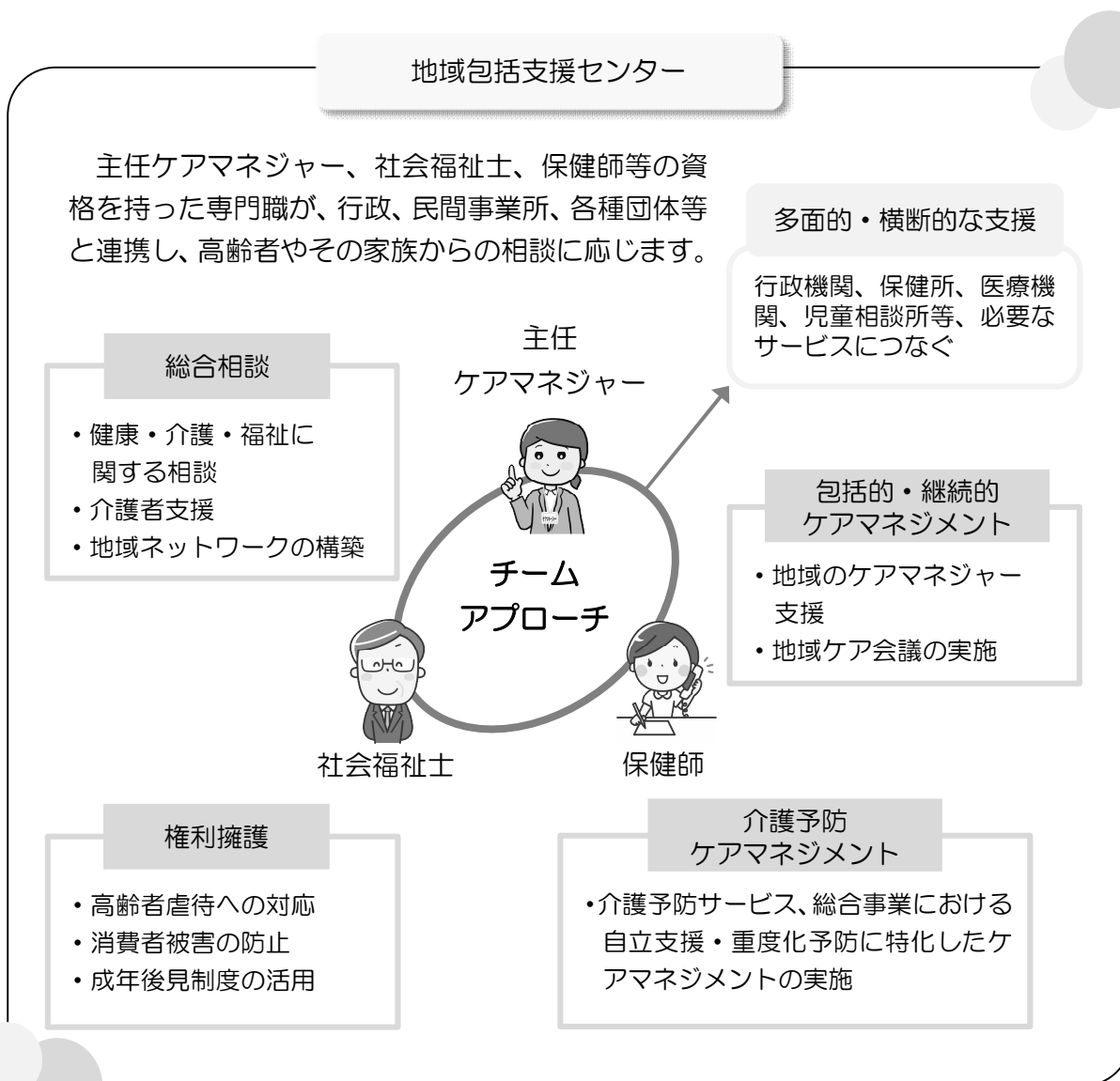
(1) 地域包括支援センター運営事業

① 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを支える中核機関として、①総合相談支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントといった機能を担っています。健康や福祉、医療に関する様々なサービスを必要とする方に対し、適切に対応する「ワンストップサービス」としての窓口拠点の役割が求められています。

境町では、社会福祉法人さしま福祉会（ファミリー境）に委託して、町内に地域包括支援センターが1か所設置されています。

地域包括支援センターは、「境町地域包括支援センター運営方針」を遵守し、町が設置した「境町地域包括支援センター運営協議会」の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立になるよう運営しています。



②地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、行政の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機能を担うことを期待されています。

利用者一人ひとりについて、自立支援と介護予防の支援を行うとともに、高齢者の実態把握と総合相談・支援、様々な職種が連携しての包括的・継続的なフォローアップを行うために、以下の4項目の事業を実施します。

ア. 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者の心身の状況や生活環境、生活機能低下が生じた原因に応じ、総合的かつ効果的な支援計画を作成します。支援計画に基づくサービスの提供を確保し、併せて、評価を実施します。

イ. 総合相談支援

・総合相談

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について総合的かつ迅速に対応できる体制を構築します。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援につながるように努めます。

・実態把握

窓口や電話での相談、地域住民からの連絡、介護予防教室等の参加状況の把握、独居又は高齢者世帯等支援を要する家庭への訪問などを行うことにより、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態調査を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、必要に応じ介護予防事業につなげる等、早期対応できるように取り組みます。

・地域ネットワークの構築

地域の様々なネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要とされた高齢者に対して、地域包括支援センターの各専門職によるチーム支援を行います。

ネットワーク構築にあたっては、サービス提供機関や専門相談機関、インフォーマルサービス等のマップの作成等により、活用可能な機関・団体等の把握を行います。

また、地域ケア会議等による多職種・関係機関との連携を図ります。地域に社会資源がない場合は、その創設や開発に取り組みます。

ウ. 権利擁護

- 成年後見制度等の活用

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用、金銭管理、法的行為などを行う「成年後見制度」や、社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」を活用した支援を行います。

- 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止・高齢の養護者に対する支援等に関する法律」及び「境町高齢者虐待防止対策事業実施要綱」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、町と連携を図りながら適切な対応を行います。

- 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態調査の上、地域包括支援センターの専門職が連携して対応を検討します。

- 消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための機関を紹介します。

エ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

「境町ケアマネジメント基本方針」に基づき、高齢者の状態変化に応じた適切なケアマネジメントを個々のケアマネジャーが実践することができるように、地域の基盤を整えるとともに、指導と助言を行います。

- 地域のケアマネジャーに対する個別相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術指導等の相談助言を行う。
- 支援困難事例等への指導、助言を行う。
- ケアマネジャー会議（連絡会・研修会）を実施する。

内 容		ケアマネジャー会議（連絡会・研修会）					
項 目		実 績			計 画 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	回/年度	1	1	1	2	2	2

(2) 地域ケア会議の充実

地域ケア個別会議は、地域包括支援センターが開催し、個別の事例（困難事例、自立支援型ケアプラン検証等）の検討を通じて、多職種によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなどの役割があります。

第8期期間中に開催した地域ケア個別会議では、地域課題として、要支援者は運動が必要（転倒不安）、外出機会の減少、要介護者は金銭管理、身元引受人、認知症、家族の関わり方について、共通課題は独居、高齢世帯の不安・老々介護、金銭管理支援が挙げられました。

地域ケア推進会議は、保健・医療・福祉の関係機関の代表者及び関係職種の代表者で構成し、在宅医療介護連携や認知症施策との有機的な連携を図りながら、地域ケア個別会議等で抽出された地域課題等の整理、解決を目指します。

【実績と計画値】

内 容		地域ケア個別会議					
項 目		実 績			計 画 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	回/年度	5	11	7	8	9	10

内 容		地域ケア推進会議					
項 目		実 績			計 画 値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	回/年度	1	1	1	1	1	1



地域ケア個別会議



地域ケア推進会議

(3) 在宅医療・介護連携の推進

第9期高齢者ニーズ調査では、病気等により在宅医療（訪問診療）を希望する方は約70%を超えています。

医療と介護が必要な場面に応じて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが必要となります。

この事業は、平成30年度より、猿島郡医師会圏域である境町・五霞町が実施主体となり、事務局として「猿島郡医師会」へ、在宅医療・介護に関する相談窓口として「茨城西南医療センター病院」に配置しています。医師会をはじめとする在宅医療・介護の関係機関の連携強化により、「切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築」「地域住民への普及啓発」「地域課題の抽出・資源把握」を推進するとともに、以下の4つの医療機能の観点を見据えて地域における在宅医療の提供体制を整備していきます。

◎地域の目指す理想像

- ・切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築

○現状分析・課題抽出・施策立案

- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題抽出
- ③切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築の推進

○対応策の検討

- ④在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ⑤地域住民への普及啓発
- ⑥医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑦医療・介護関係者の研修

○対応策の評価・改善

<在宅医療・介護連携のイメージ>



【実績と計画値】

項目		実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内容		在宅医療・介護に関する研修会（町民向け）					
参加者数	人／年度	—	13	60	80	80	80
内容		在宅医療・介護に関する研修会（医療・介護専門職向け）					
参加者数	人／年度	103	121	90	100	100	100
内容		在宅医療・介護連携相談件数（医療・介護専門職向け）					
参加者数	人／年度	118	108	110	120	120	120
内容		在宅医療・介護連携推進会議					
開催回数	回／年度	1	1	1	2	2	2
内容		在宅医療グループ化事業連携機関（茨城県事業）					
参加機関数	箇所／年度	8	8	8	8	8	8



在宅医療・介護連携推進会議



在宅医療・介護に関する研修会
（市民向け）

(4) 認知症施策の推進

国の「認知症施策推進大綱」では、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域でできる限り暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の方とその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」の両輪で施策を推進し、認知症にやさしいまちづくりを目指すことが求められています。

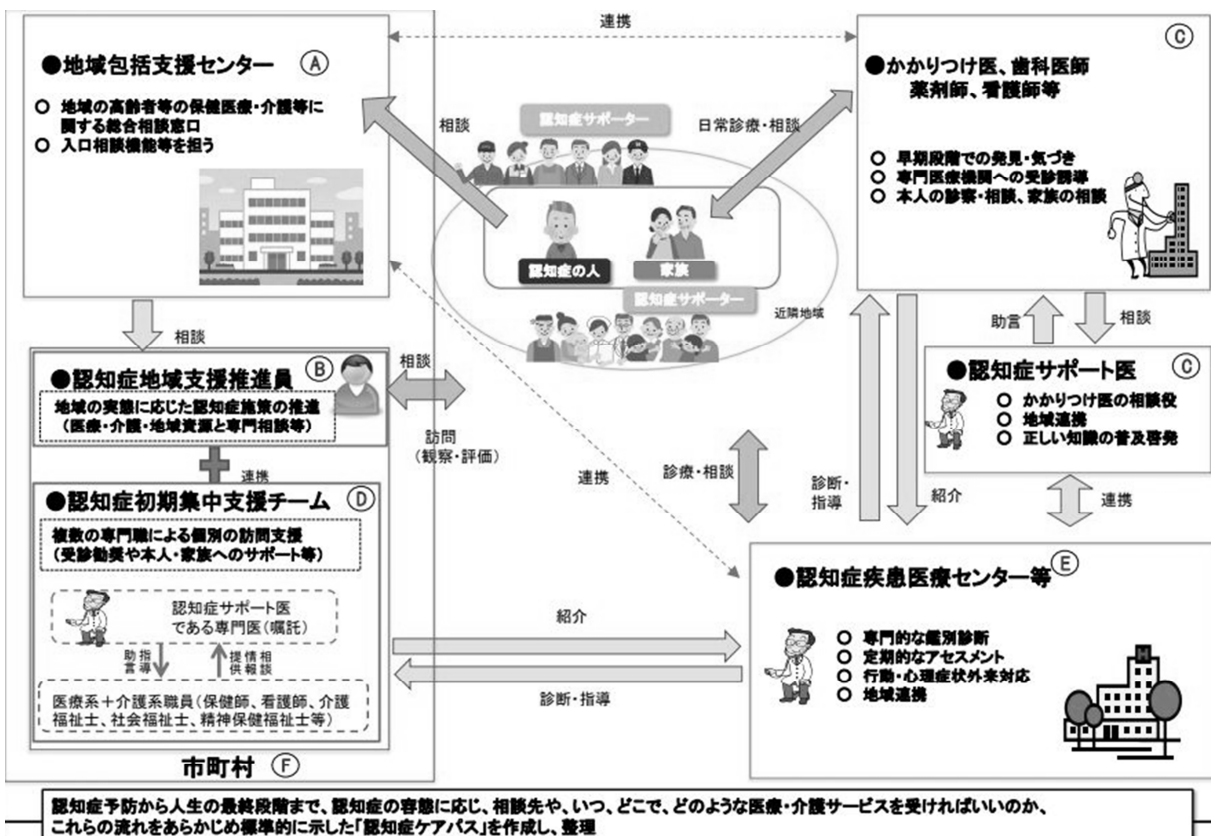
また、令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが求められています。

第9期高齢者ニーズ調査では、認知症に関する相談窓口の認知状況について約70%弱の方が「知らない」と回答しており、認知症施策の普及が課題となっています。

町では施策の柱として、「境町認知症安心ガイド（認知症ケアパス）」を活用し適切な時期に福祉・医療・介護を受けることができるよう体制を整備するとともに、認知症専門医と医療・介護専門職が、認知症の方とその家族を初期の段階で診断・対応し、問題解決と自立支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置、認知症に関する相談支援体制の構築や認知症カフェやボランティア育成等を推進する「認知症地域支援推進員」の配置を行います。

また、地域住民、企業等への認知症の理解を深めるために「認知症ケア向上のための研修会」と「認知症サポーター養成講座」を開催し、普及啓発を図ります。

<認知症の人やその家族を支える施策体系図>



認知症の症状とその対処法・支援体制

認知症は症状の進行度にあった対処法や支援が大切です。下の表では、進行度別に、本人の症状や介護する方の対応、町の支援体制などを紹介しています。

認知症の段階	初期			中期		後期	
	健康	軽度認知障害（MCI）	認知症の疑い	日常生活は自立	日常生活は自立 誰かの見守りがあれば日常生活は自立	手助け・介助が必要 常に介助が必要	
本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> 自立 	<ul style="list-style-type: none"> もの忘れは多少あるが、日常生活は自立 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の疑い もの忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類の作成など日常生活は自立 もの忘れ 同じことを言う 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活は自立 買い物やお礼でしか支払えない 同じ物を何回も買う ATMの操作ができない 身なりを気にしなくなる 菓の飲み忘れ・趣味をやめてしまう 意欲低下・食事の支度ができない 火の消し忘れ 	<ul style="list-style-type: none"> 服装管理ができない 服の着方がおかしい、服が選べない 電話の対応等が一人では難しい 家電が扱えない、たびたび道に迷う 家族とのトラブル・入浴を嫌がる 文字が上手に書けない 昼夜逆転・攻撃的な言動 	<ul style="list-style-type: none"> 着替えや食事、トイレなどがうまくできない 遠くに住む子供や孫が分かんなくなったりする 時間・場所・季節が分からなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉によるコミュニケーションが難しくなる 声かけや介護を拒む 飲み込みが悪くなり食事介助が必要・トイレの失敗 歩行が不安定 言葉が出ない
家族の気持ち	<p>年のせいだろう。言えばできるはず。とまどい。否定。悩みを打ち明けられないで一人で悩む時期。</p>						
ご自身や家族でやっておきたいこと、決めておきたいこと	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の疾患や介護、介護保険について学びましょう かかりつけ医をもちましょう 消費者被害に注意しましょう 家族の連絡先を分けるようにしておきましょう 						
予防	<p>毎日の運動・趣味・社会活動に参加</p> <p>ボランティア活動</p> <p>サロン</p> <p>いきいきクラブ</p> <p>シルバーリハビリ体操、スクエアステップ教室</p>						
相談	<p>認知症が心配な時の相談先：かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員</p>						
医療	<p>診断を受けるには：かかりつけ医、認知症疾患医療センター、専門医療機関</p>						
介護	<p>介護保険サービス（デイサービス、デイケア、訪問介護、訪問看護、短期入所など）</p>						
生活支援	<p>認知症ポーター養成講座：地域や職場、学校で認知症の正しい理解</p> <p>高齢福祉サービス（配食サービス、愛の定期便、緊急通報システム）</p> <p>SOSネットワーク、おかえりマーク</p> <p>日常生活自立支援事業：社会福祉協議会</p> <p>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等</p>						
住まい	<p>自宅、有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅など</p> <p>介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護医療院（介護療養型医療施設）</p>						

生活すべてに介護が必要。介護量が増え、あきらめ、割り切り。

一人で抱え込まずに介護仲間をつくりましょう
 医療、介護のサービスを利用しましょう
 身近な人に病気のことを伝え、理解者や協力者をつくりましょう



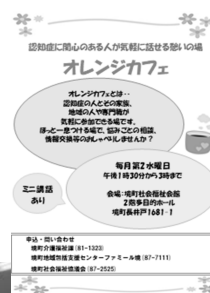
【実績と計画値】

項目	実績			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内容	認知症初期集中支援推進事業					
チーム数	1	1	1	1	1	1
実人数/年度	5	10	8	10	10	10
内容	認知症地域支援推進員					
配置人数	5	6	7	7	7	7
内容	認知症ケア向上のための研修会					
参加者/年度	36	136	166	180	180	180
内容	オレンジカフェ（本人・家族の会）の実施					
開催箇所/年度	5	12	12	12	12	12
内容	認知症サポーター養成講座					
養成者数/年度	2	63	146	300	300	300
内容	認知症サポーターステップアップ講座					
開催数/年度	0	0	1	1	1	1

オレンジカフェ

オレンジカフェは「認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場所」です。認知症の人と家族にとって居場所となるだけでなく、それぞれの立場での意見交換や情報共有、つながりの場となります。

境町内では、毎月1回認知症当事者やそのご家族、ボランティア等の協力を得ながら、開催しています。



(5) 生活支援体制整備事業

第9期在宅介護実態調査では、在宅生活の継続のために充実が必要なインフォーマルサービスとして、移送サービスや外出同行といった移動支援、かつ、掃除・洗濯、ゴミ出し、見守りといった生活支援のニーズが高い状況です。また、地域づくり活動や趣味活動等に参加意向のある方が約47%と高い意欲がある一方、地域活動等に参加していない方や無回答の方を合わせると約80%となっており、実際の活動につながっていない状況が課題となっています。

この事業では、高齢者が地域の中で孤立することなく、人とのつながりを保ち続けるため、「自助・共助」を支援し、「地域で高齢者を支え合う体制づくり」と、「多様な主体による助け合い活動の充実と強化」を目指します。

地域福祉の基盤である「境町社会福祉協議会」が実施主体として担っており、事業の柱として、地域資源のマッチングなどを担う「生活支援コーディネーター」の配置と、多様な主体（ボランティア団体、民生委員、NPO法人、民間企業等）による、町全域（第1層）と中学校区（第2層）の「協議体」を設置して事業を推進します。



様々な関係機関や生活支援等が地域での生活を支える地域包括ケアシステムのイメージ図（出典/厚生労働省）

<生活支援体制整備事業の体系図>

<事業の目的>

- ・地域で高齢者を支えあう体制づくり（助け合い・支えあいの地域づくり）
- ・多様な主体による様々な生活支援・介護予防サービスの支援体制の充実・強化

事業の目的のために以下の配置を行っていきます

○生活支援コーディネーター

多様な主体との連携と多様な地域の取り組みを推進する事業の調整役



○協議体

多様な主体において、地域課題を考え、地域資源を創出する定期的な話し合いの場



「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを活かして、住民主体のサービスが活発化されるよう、地域全体で高齢者を支える体制づくりを地域の方々とともに進めていきます

【実績と計画値】

項目	実績			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内容	第1層（町全域）協議体					
回数／年度	4	12	12	12	12	12
内容	第2層（中学校区）協議体					
回数／年度	10	24	24	24	24	24
内容	生活支援・介護予防に関する担い手（ボランティア）養成講座					
人数／年度	-	-	-	20	20	20

協議体

平成29年度から始まった協議体は、現在、町全体の第1層協議体と中学校区ごとの第2層協議体が活動しています。毎月1回、地域住民と関係者が集い、地域の課題把握や解決策の検討、支援者と対象者のマッチングを行います。これまでに、ボランティア主体による「移動支援」や「買い物支援」など様々な助け合い活動を創出し、取組を進めています。

第1層協議体



第1層協議体

- ・第2層協議体の活動状況の把握
- ・地域課題の解決策の検討など

第2層協議体



一中学区協議体「えんがわ」

- ・高齢者へのお弁当配達・見守り
- ・認知症高齢者へのマップ作成 など



二中学区協議体「つながり」

- ・高齢者への移動支援
- ・地域課題の情報共有 など

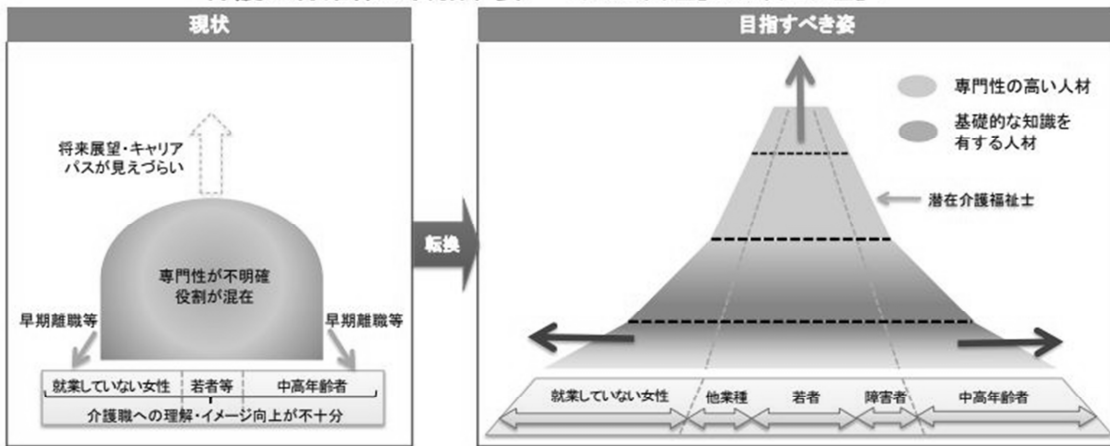
介護人材確保の目指す姿

今後、少子高齢化により現役世代の人口が急減する中、地域包括ケアシステムの根幹を支える介護人材の確保が急務となっています。

境町においても、中高年齢者の人材活用や学生など将来を見据えた介護人材の確保に向けた取組や現に就労している介護等職員の負担軽減、専門性の向上による定着支援を進めていく必要があります。

第9期計画においては国や県の事業と連携を図りつつ、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」を目指して、介護事業所や福祉関係団体、ボランティア等と連携して介護人材確保に向けて取組を推進します。

介護人材確保の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～



参入促進	1. すそ野を拡げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る
労働環境・処遇の改善	2. 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
	3. 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についた者の定着促進を図る
資質の向上	4. 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	5. 標高を定める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

10

項目	実績			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
内容	介護に係る担い手養成講座の開催					
回数/年度	-	-	1	1	1	1
内容	介護人材確保に係る町民への情報提供（広報・HP）					
回数/年度	随時	随時	随時	随時	随時	随時

3 任意事業

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、高齢者や現に介護に携わる方に対して地域の実情に応じた支援を行うとともに、介護保険事業の運営の安定化を図る事業を、介護保険制度の枠組みの中で実施します。

(1) 介護給付等費用適正化事業

高齢化の進展や制度の定着に伴う介護サービス利用者の急増により、介護給付費が増加している中、限られた資源を有効に活用するために、必要な介護サービスを適切に提供しなければなりません。

町では、国で示されている第6期介護給付適正化計画に基づき、給付適正化主要3事業を実施し、介護サービスの適正な給付に努めます。

①要介護認定の適正化

要介護認定の平準化を図るための取組を実施します。

項目	実績			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査票の全数 チェック・点検	随時	随時	随時	随時	随時	随時
業務分析データを活用した要介護認定調査の平準化	—	—	—	年1回	年1回	年1回
調査員研修の実施 (初任者研修・現任 研修・E-ラーニン グ研修など)	随時	随時	随時	随時	随時	随時
審査会における 情報交換・情報提供	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

②縦覧点検・医療情報との突合

項目	実績			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検 医療情報との突合	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

③ケアプランの点検

住宅改修・福祉用具購入点検

福祉用具貸与調査

国の適正化計画に基づき、適正・適額なサービス給付が図られるよう、各種点検・調査を実施します。

項目	実績			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検件数	59件	70件	75件	80件	80件	80件
住宅改修の実地調査 (高額・疑義 該当ケース)	2件	1件	3件	5件	5件	5件
福祉用具購入の点検	全件	全件	全件	全件	全件	全件
国民健康保険団体連 合会データを活用し た点検の実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施
軽度者福祉用具貸与 に関わるケアプラン 点検	全件	全件	全件	全件	全件	全件

④(参考)介護給付費通知

国では、第9期計画より当該事業が主要事業から外れることに伴い、回数を縮減して実施します。

項目	実績			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付費通知書の 送付	年4回	年4回	年4回	年2回	年2回	年2回



ケアプランチェックの様子



住宅改修実地指導の様子

第4節 介護保険サービス事業費用と保険料の算定

1 介護保険各サービス給付費の見込み

第9期の取組を行うために必要となる本町の介護保険給付費については、下表のとおり見込んでいます。

■介護給付費の見込み

(ア) 在宅サービス

(単位：千円)

サービス種別		第8期	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
①訪問介護	介護給付	56,807	58,658	59,055	59,482	63,176	73,261
	予防給付	0	0	0	0	0	0
②訪問入浴介護	介護給付	3,509	4,324	4,330	4,330	4,330	4,939
	予防給付	0	0	0	0	0	0
③訪問看護	介護給付	17,411	26,848	26,882	27,646	28,837	32,976
	予防給付	3,059	5,300	5,307	5,307	5,307	5,307
④訪問 リハビリテーション	介護給付	3,438	3,443	3,447	3,447	3,447	3,447
	予防給付	208	1,356	1,358	1,358	1,358	1,358
⑤居宅療養管理指導	介護給付	9,482	12,192	12,208	12,245	12,245	12,208
	予防給付	610	893	894	894	894	894
⑥通所介護	介護給付	195,281	209,219	212,624	213,622	229,003	260,088
⑦通所 リハビリテーション	介護給付	175,930	173,396	175,222	176,092	176,092	176,092
	予防給付	15,645	17,546	18,096	18,624	21,024	26,064
⑧短期入所生活介護	介護給付	78,123	89,894	91,240	92,777	92,777	92,777
	予防給付	859	1,304	1,306	1,306	1,306	1,306
⑨短期入所療養介護	介護給付	37,127	42,878	42,932	43,728	46,181	53,797
	予防給付	257	177	178	178	178	178
⑩特定施設 入居者生活介護	介護給付	45,632	37,894	39,055	42,122	42,122	42,122
	予防給付	819	1,572	1,574	1,574	1,574	1,574
⑪福祉用具貸与	介護給付	49,632	51,498	51,915	52,224	57,537	66,204
	予防給付	5,488	6,248	6,350	6,452	6,452	6,452
⑫特定福祉用具販売	介護給付	1,506	1,786	1,786	1,786	1,786	1,786
	予防給付	160	200	200	200	200	200

(単位：千円)

サービス種別		第8期	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
⑬住宅改修	介護給付	3,689	4,349	4,349	4,349	4,349	4,349
	予防給付	1,169	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
⑭居宅介護支援	介護給付	83,931	88,317	88,547	90,184	97,697	112,242
	予防給付	4,769	5,702	5,823	5,938	5,938	5,938

※第8期（令和3年度～令和5年度）は見込額、令和6年度以降は推計額。

(イ) 地域密着型サービス

(単位：千円)

サービス種別		第8期	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
①地域密着型 通所介護	介護給付	20,616	18,280	18,303	18,303	20,693	23,810
	予防給付	0	0	0	0	0	0
②認知症対応型 共同生活介護	介護給付	78,977	110,158	110,298	110,298	110,298	110,298
	予防給付	0	0	0	0	0	0

※第8期（令和3年度～令和5年度）は見込額、令和6年度以降は推計額。

(ウ) 施設サービス

(単位：千円)

サービス種別		第8期	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
①介護老人福祉施設	介護給付	379,531	378,086	381,941	385,018	388,695	394,611
②介護老人保健施設	介護給付	318,144	328,032	332,396	335,661	339,025	345,655
③介護療養 型医療施設 (介護医療院)	介護給付	12,576	12,591	12,607	16,810	16,810	16,810

※第8期（令和3年度～令和5年度）は見込額、令和6年度以降は推計額。

2 所得段階別被保険者見込み数

第9期における第1号被保険者の所得段階別加入者数は、次のとおり推計しました。

■所得段階別被保険者見込数

(単位：人)

所得段階 被保険者数	第8期	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
第1段階	1,059	1,074	1,078	1,077	1,069	1,043
第2段階	455	457	458	458	455	444
第3段階	415	409	410	410	407	397
第4段階	1,220	1,227	1,231	1,231	1,221	1,191
第5段階 (標準段階)	1,160	1,162	1,167	1,166	1,157	1,129
第6段階	1,230	1,102	1,106	1,106	1,097	1,070
第7段階	878	958	961	961	953	930
第8段階	429	464	466	465	462	450
第9段階	438	181	181	181	180	175
第10段階	-	91	92	92	91	89
第11段階	-	38	38	38	38	37
第12段階	-	30	30	30	30	29
第13段階	-	119	123	121	118	117
合計	7,284	7,312	7,341	7,336	7,278	7,101

※第8期は令和5年4月1日時点の各段階被保険者数、第9期以降は推計値。

3 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

第9期計画期間の保険給付費及び地域支援事業費は、第8期計画期間の高齢者人口、要介護認定者数、給付実績などを勘案して推計しました。令和8年度には、保険給付費では約17.3億円、地域支援事業費では約0.8億円となる見込みであり、それぞれ第8期と比較して1.08倍、1.15倍となる見込みです。

■保険給付費及び地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

期・年度 項目	第8期	第9期計画期間			令和 12年度	令和 22年度
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
保険給付費 ㊦	1,604,386	1,693,991	1,712,073	1,733,805	1,781,181	1,878,593
居宅サービス	894,134	975,282	985,129	996,316	1,036,651	1,121,517
介護サービス	861,092	933,134	942,193	952,635	990,570	1,070,396
介護予防サービス	33,042	42,148	42,936	43,681	46,081	51,121
施設サービス	710,252	718,709	726,944	737,489	744,530	757,076
その他 ㊧	105,356	111,463	113,104	115,356	120,280	137,176
地域支援事業費 ㊨	68,519	77,596	78,353	78,774	78,780	78,650
合計 (標準給付費) ㊦+㊧+㊨	1,778,261	1,883,050	1,903,530	1,927,935	1,980,241	2,094,419

注1：第8期は見込額

注2：令和6年度以降は推計値

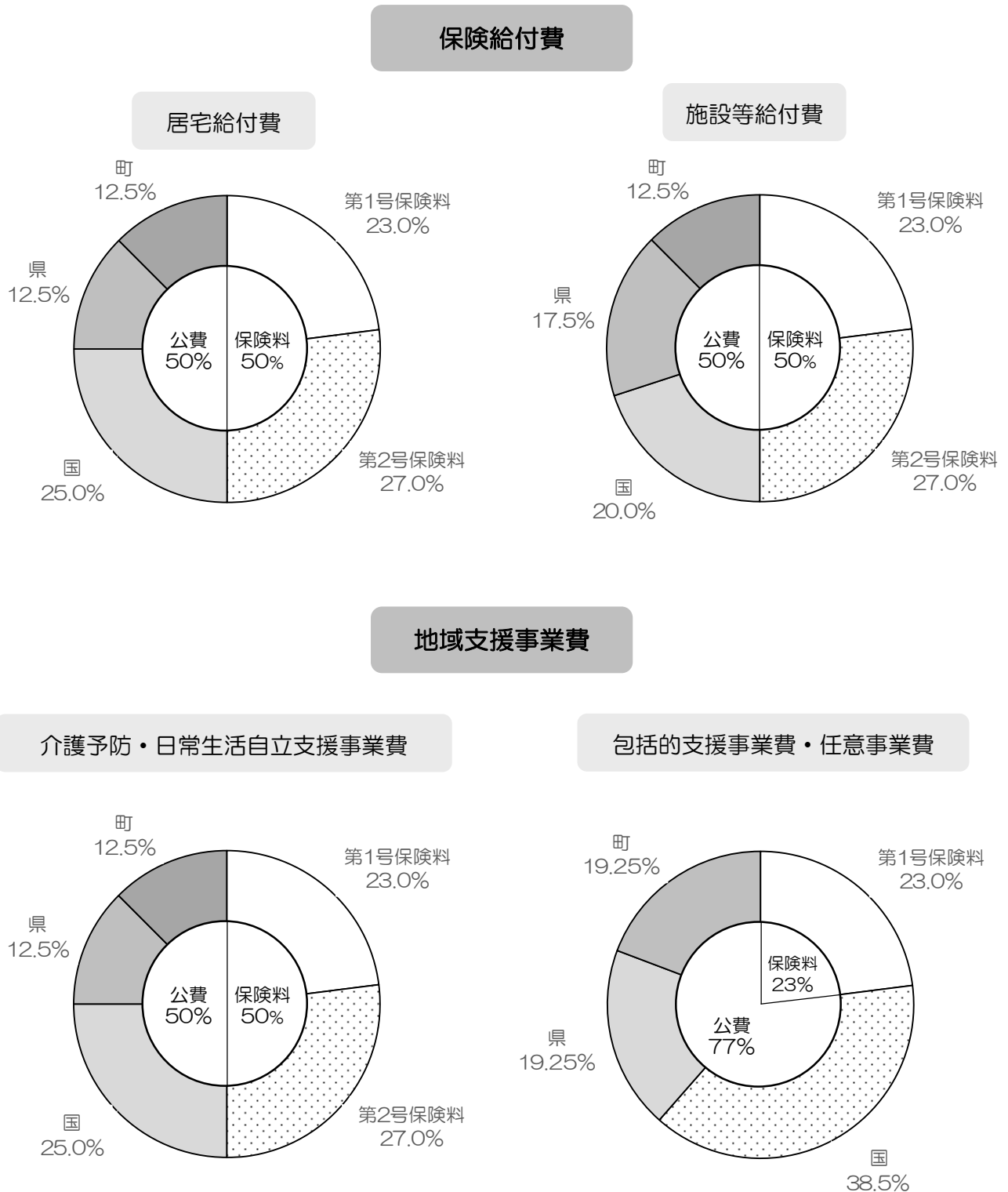
注3：「その他」は高額介護サービス費等、特定入所者介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、審査支払手数料の合計額（財政影響額分を含む）

4 第1号被保険者の保険料

(1) 費用の負担割合（財源構成）

保険給付費、及び地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費は、公費（国・県・町）と第1号（65歳以上）、及び第2号（40歳～64歳）被保険者が納める保険料で負担することになっております。

また、地域支援事業費の包括的支援事業費・任意事業費は、公費と第1号保険料で負担します。それぞれの負担割合は、図表のとおりです。



(2) 第9期計画期間（令和6年度～8年度） 介護保険料と保険料段階の設定

第9期計画期間中の介護保険料については、全国的に上昇が見込まれており、本町においても同様の状況にあります。

このため、低所得者の負担に配慮しつつ負担能力に応じて保険料を賦課するよう、国の指針に基づき保険料の多段階化を行います。

①公費を投入した低所得者の保険料軽減強化

国では、介護保険料について、市町村民税非課税世帯（第1～第3段階該当者）を対象に、消費税による公費を活用した保険料負担の軽減を行っています。

第9期期間において、第1段階「0.17」、第2段階「0.2」、第3段階「0.005」の引き下げを行います。

②境町の介護給付準備基金の活用

本町に設置している「介護給付費準備基金」は、令和6年3月時点で約4億4,000万円の残高（見込み）があり、第10期以降、高齢化の進展による介護給付費の増加を見据えて、保険料上昇の抑制に活用します。

これにより、第9期計画期間（令和6年度～8年度）の第1号被保険者の保険料基準額（月額）は次のとおりとなります。

第9期計画期間中における

第1号被保険者の保険料基準額（月額） = 5,800円

また、令和6年度から令和8年度までの保険料段階と保険料額については、次のとおりです。

(3) 第1号被保険者の保険料段階の設定

第1号被保険者の所得段階別保険料は、下表のとおりです。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受有者の方	基準額× 0.285	1,653円	19,830円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	80万円以下の方	基準額× 0.485	2,813円
第3段階		80万円超 120万円以下の方	基準額× 0.685	3,973円
第4段階	世帯の誰かに住民税が 課税されているが、本人は住民税 非課税で前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が	80万円以下の方	基準額× 0.90	5,220円
第5段階		80万円超の方	基準額× 1.00	5,800円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額× 1.20	6,960円
第7段階		120万円以上 210万円未満の方	基準額× 1.30	7,540円
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額× 1.50	8,700円
第9段階		320万円以上 420万円未満の方	基準額× 1.70	9,860円
第10段階		420万円以上 520万円未満の方	基準額× 1.90	11,020円
第11段階		520万円以上 620万円未満の方	基準額× 2.10	12,180円
第12段階		620万円以上 720万円未満の方	基準額× 2.30	13,340円
第13段階	720万円以上の方	基準額× 2.40	13,920円	167,040円

※介護保険法の改正により、第1段階～第3段階を対象に公費（国：1/2、県：1/4、町：1/4）による保険料の軽減を行うこととされています。

※年額の10円未満の端数は切り捨て処理をしています。